

いつつ星会訪問介護事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人いつつ星会が開設する「いつつ星会訪問介護事業所（以下「事業所」という。）」が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保し、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（指定訪問介護の運営方針）

第3条 指定訪問介護の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行なうと共に利用者の自立の可能性を引き出す支援を行なうこととする。

2 指定訪問介護の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始にあたり、利用者の心身状況を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定居宅介護支援事業者へ報告することとする。

3 指定訪問介護及の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する特攻率性・柔軟率性を考慮したうえで、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 いつつ星会訪問介護事業所

（2）所在地 岩手県二戸市仁左平字横手6番1号

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名(常勤1名、併設施設のわくわく荘・紅梅荘の施設長と兼務)

管理者として事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させる為に必要な指示命令を行う。

(2) サービス提供責任者 2名以上（常勤2名以上）

サービス提供責任者は、次に挙げる事項を行う。

- ・ 訪問介護計画の作成・変更を行い利用の申し込みに係る調整をすること。
- ・ 利用者の状況や変化、サービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有などの居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- ・ 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況について情報伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・ 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導、その他のサービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員

人員は、指定訪問介護事業における配置基準の人員を満たす人員数であり、指定の人員基準を下回らない人数を確保する。

訪問介護員は、訪問介護計画に基づき、指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。※日曜日、12月30日～1月3日休業。
- (2) 営業時間 訪問介護サービス提供：在宅サービス…午前6時00分～午後10時00分
相談・苦情等受付窓口：午前9時00分から午後5時00分までとする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、保険者より交付される介護保険負担割合証に基づいた割合の額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
- (3) 身体介護生活援助

3 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、次の計算により費用を徴収する。また、その地域が厚生労働大臣が定める中山間地域である場合は、定めにより基準加算額を法令の通り適応とする。

- ・ いつつ星会訪問介護事業所から片道20km～40km未満 500円×往復／1回
- ・ いつつ星会訪問介護事業所から片道40km以上 1,000円×往復／1回
- ・ 中山間地域等の加算算定要件に該当する場合（上記の交通費は徴収せず）、所定の利用料金×5％／1回加算

4 訪問介護サービスにおける、通院等外出支援時の公共交通機関等の交通費は、訪問介護員等の費用分も利用者負担とする。

5 訪問介護サービスの利用の中止について申し入れがなかった場合には、次の通りキャンセル料の支払いを受けることができるものとする。但し、体調や容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

- (1) 訪問予定時間の 20 時間前までに連絡を受けた場合 無料
- (2) 訪問予定時間の 20 時間前までに連絡を受けなかった場合 訪問予定当日の利用料(10 割)の 100%

6 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

7 第 1 項から第 4 項までの費用の支払いを受ける際はその都度、当該費用に係る領収書を利用者に対し交付する。

（通常の事業の実施地域）

第 8 条 通常の事業の実施地域は、旧二戸市(浄法寺地区は含まず)とする。

（緊急時等における対応）

第 9 条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第 10 条 利用者に対する指定訪問介護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故状況及び事故に際してとった処置を記録し、その記録は必要期間保存する。

（虐待防止のための措置）

第 11 条 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止にのため、次の措置を講ずるものとする。

- (1)虐待の防止に関する責任者の選定
- (2)従業者への虐待防止に関する研修の実施
- (3)その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、当該事業所の従業者又は養護者(日常的に世話をしている家族、親族、同居人など利用者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村へ

通報する。また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査に協力する。

(衛生管理)

第 1 2 条 事業者は、感染症の発生又はまん延を防ぐために必要な措置を講じるとともに、従業者に対し定期的に健康診断等を実施する。

(秘密保持)

第 1 3 条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。これは、利用者との契約終了後も同様とする。

2 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

(個人情報の保護)

第 1 4 条 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 利用者又はその家族の個人情報については、事業者による指定訪問介護等の提供以外の目的では利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合や、外部への情報提供については、利用者又はその家族の同意を予め文書で得ておくものとする。

(成年後見人制度の活用支援)

第 1 5 条 事業者は、利用者と適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見人制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見人制度を活用できるように支援を行う。

(苦情解決体制の整備)

第 1 6 条 事業者は、指定訪問介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に、必要な措置を講じる。

2 事業者は、苦情を受け付けた場合には、その内容を記録し、必要期間保存する。
また、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に努める。

3 事業者は、指定訪問介護等の提供に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業者は、提供した指定訪問介護等に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 提供した指定訪問介護等に関する利用者及びその家族からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が

相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(その他運営についての留意事項)

第17条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
- 二 継続研修 年2回～月1回

2 事業者は、指定訪問介護等の提供に関する記録を整備し、その完結日から2年間はこれを適正に保存し、利用者等の求めに応じて閲覧に供し、又はその写しを交付します。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は老人福祉法及び介護保険法並びにこれらの法律に基づく政令及び厚生労働省並びに条例・規則に定めるところによるものとし、社会福祉法人いっつ星会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

平成19年 6月 1日一部改定。

平成22年 5月 1日一部改定。

平成25年 7月 1日一部改定。

平成26年 4月 1日一部改定。

平成27年 4月 1日一部改定。

平成27年 8月 1日一部改定。

平成28年 4月 1日から一部改定。

平成30年 4月 1日から一部改訂。

平成31年 4年 1日から一部改正。

令和 2年 4月 1日から一部改正。